

中山間地域等直接支払交付金に係る山口県知事特認基準

1 特認地域

(1) 8法地域外特認地域

- ① 農林統計上の中山間地域（農林統計に用いる地域区分の改訂について（平成29年12月18日付け29統計第1169号）の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。）で、かつ、次の要件をいずれも満たす旧市町村（昭和25年2月1日現在の市町村をいう。）範囲の地域
 - ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率75%以上
 - イ 平成22年から平成27年の人口減少率が3.5%以上で、かつ、人口密度が150人/km²満
- ② 8法地域に隣接する集落のうち、高齢化率が30%以上又は集落内の農家比率85%以上の集落の範囲
- ③ 農林統計上の中山間地域にある旧市町村及び8法地域に隣接する集落で、平成27～令和元年度に指定された地域及び集落において、引き続き①及び②と同程度の自然的・経済的・社会的条件の不利性があると認められる範囲

(2) 8法地域内特認地域

- 8法地域で、かつ、次の要件をいずれも満たす集落又は旧市町村の範囲の地域
- ア 離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域であって、かつ架橋されていないこと
 - イ 耕作放棄率（全国平均）と比して、対象地域の耕作放棄率が高いこと
 - ウ 当該地域の生産費等と全国平均の生産費等との差額に0.8を乗じた数値（コスト差）が緩傾斜の単価を上回ること（当該地域において慣行栽培が行われている代表的な作物につき地目ごとに算定する。）

2 対象農地

(1) 8法地域外特認対象農地

8法地域外特認対象地域の農用地区域内に存在する1ha以上の面積を有する一団の農用地であって、勾配が田で1/100以上、畑、草地で8度以上である農用地及び小区画・不整形の田

(2) 8法地域内特認対象農地

8法地域内特認対象地域の農用地区域内に存在する1ha以上の面積を有する一団の農用地であって、勾配が1/100未満の田及び8度未満の畑

8 法内地域における特認地域の補足事項

I 特認基準

8 法内地域（実施要領第 4 の 1）における、傾斜地と同等の農業生産条件の不利な農用地に係る特認基準について、次のとおり定める。

1 地形等要件

離島であること
離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域であって、かつ架橋されていないこと

2 耕作放棄率要件

耕作放棄率（全国平均）と比して、対象地域の耕作放棄率が高いこと

3 農業生産条件の不利性（コスト格差）の要件

（当該地域の生産費等－基準生産費等）× 0.8 > 緩傾斜の単価

※ 1 当該地域において慣行栽培が行われている代表的な作物につき地目ごとに算出する。

※ 2 当該地域の生産費等は都道府県又は市町が調査した当該農用地の生産費を原則とする。ただし、当該地域の生産費等の調査が困難な場合には、便宜的に基準生産費等を用いて算出する。

当該地域の生産費等 = (基準生産費等 + 掛かり増し経費) ×
収量補正 + 運送コスト

※ 3 基準生産費については、全国平均の生産費等を用いることを原則とする。

※ 4 掛かり増し経費については、当該地域における物財費が割高な場合に当該地域の実勢価格へ換算する。

※ 5 収量補正については、収量の劣る地域の生産費等について、全国生産費等と同じ収量を得るために必要となる生産費等へ補正する。

※ 6 運送コストについては、生産費等に含まれない物流経費について、作物の出荷先が遠いなどの理由により相当のコストを生産者が負担している場合には、当該運送コストを生産費等に加算する。

II 交付単価

上記 I の 3 の式により算出した農業生産条件の不利性（コスト格差）が急傾斜単価を上回ったとしても、現に、緩傾斜単価で交付を受けている地域との均衡に配慮し、緩傾斜単価を適用する。

Ⅲ 特認指定地域及び特認対象農用地

旧市町村単位 1 旧市町村 (1 市)	萩市	見島村 ○離島振興法指定地域 ○ <u>耕作放棄率39.1% (2015農林業センサス萩市見島村)</u> ※勾配が1/100未満の田に限る。
集 落 単 位 3 集 落 (1 市)	萩市	相島上、相島中、相島下(相島) ○離島振興法指定地域 ○ <u>耕作放棄率29.5% (2015農林業センサス萩市六島村)</u> ※勾配が8度未満の畑に限る。
集 落 単 位 10集落 (1 市)	萩市	赤穂瀬先、赤穂瀬前、東、浜、沖手、西、猪之坂、寺山、登、常村(大島) ○離島振興法指定地域 ○ <u>耕作放棄率29.5% (2015農林業センサス萩市六島村)</u> ※勾配が1/100未満の田及び勾配が8度未満の畑に限る。

Ⅳ 離島における栽培条件の不利性・取り巻く情勢等について

1 萩市見島 (平成 23 年度認定)

萩市見島は、本土から 45 k m に位置する。本土への連絡は、萩海運有限会社の高速定期船で片道 1 時間 10 分の時間がかかる。

見島では、平成 14 年 3 月に見島ダムが完成したが、貯水は主に生活用水として使用されており、農業用水への利用は部分的である。見島では農業用水が恒常的に不足している。このことから、見島における水稻作は、雨水を利用する天水田 (春先以降、降雨後に代かきし、以後の雨水を溜めるようにして管理する田) で行われている。

見島の水稲作では、春先以降に降雨が少ない場合、田植え適期を逃して老化した苗を植えつけたり、時期を逸して田植えそのものができなくなる場合もある。さらに、水稻の登熟期に降雨が不足すると、米の粒張りが悪い小米が出来やすくなる。以上の理由から、見島の水稲作では、収量が低くなる傾向がある。また、見島から本土へ運送する場合、高速定期船で運ぶ運送コストが掛かり増し経費として生じるため、出荷面からも条件不利性が生じている。

2 萩市相島 (平成 23 年度認定)

萩市相島は、本土から 14 k m に位置する。本土への連絡は、萩海運有限会社の定期船で片道 40 分の時間がかかる。

相島には水稻作が出来る程の豊富な灌漑水がないため、存する農地地目は畑であり、数種の畑作物が栽培されている。この中で、相島の主要作物はスイカである。相島は山口県内で最も有名なスイカ産地となっている。一般的な離島における農業では、営利栽培品目として、運送コストの安い軽量の野菜や花を選定し、海上輸送コストの影響を出来る限り低くしようとする傾向にある。相島では風当たりが強く、農業用水もないため、これら悪条件の影響を受けにくく、かつ温暖な気候条件を生かしたスイカが営利栽培品目として選定されている。相島におけ

るスイカ栽培は、スイカそのものが重量のある果実的野菜であることから、海上輸送コストの占める割合が大きく、燃油高騰による影響も受けやすいことから、出荷面からの条件不利性は明らかである。

3 萩市大島(平成 24 年度認定)

萩市大島は、本土から約 8 k m に位置する。本土への連絡は、萩海運有限会社の定期船で、所要時間片道 25 分となっている。

大島には豊富な灌漑水がないため、存する農地地目のほとんどが畑で、主に葉たばこ、ブロッコリー、タマネギが栽培され、島外に定期船を利用して出荷されている。また低地に位置するわずかな水田では米が栽培されているが、その収量は低く、そのほとんどは島内で消費されている。畑での葉たばこ栽培及び水田での水稻栽培では、低収による生産面での条件不利性を有している。